

平成 20 年 3 月 19 日

特許庁総務部国際課地域政策室
地域政策班長 内山 隆史 殿

中国専利法第3次改正案(国務院案)に対する意見

日本機械輸出組合
知的財産権問題専門委員会
委員長 外川 英明

中国専利法第3次改正に関し、国務院法制弁公室より専利法改正案が提示され、同改正案に対する意見が求められておりますところ、当組合知的財産権問題専門委員会において検討した結果、下記の通り意見を提出いたします。

記

1. 職務発明についての要望

(専利法改正国務院案第7条)

専利法改正SIPO案では、「主に所属先の技術秘密を利用して…」という限定によって「職務発明」の定義範囲が狭くなり、「会社の物質・技術的条件を利用して完成された発明」は、会社と従業員との間に別途取決めがない限り、会社は通常実施権のみが与えられることになっていたが、SIPOから国務院への提出版により現行規定に戻され、今回の国務院改正案においても現行規定が維持されており、その点において望ましいと考える。

しかしながら、条文中の「主に」の程度があいまいで、どの範囲が職務発明創造に該当するのか分かりづらいので、できれば、職務発明に該当するか否かを明確に区別できるような表現を用いていただきたい。

「単位の物質的技術条件を利用して完成された発明創造」については契約によって権利の帰属について取り決めがある場合には取り決めに従うとされているが、ここに規定されている取り決めが個別の労働契約だとすると、現在個々の従業員と締結している個別契約を更改しなければならないので、就業規則や発明考案規定のような集団的な取決めでもよいように明記して頂きたい。

2. 専利を出願する権利の譲渡についての要望

(同改正案第11条)

先の改正案(SIPO 案及び国務院提出版)では、専利を出願する権利を外国企業へ譲渡す

る場合、法律と行政法規に従った所定の手続が必要とされていたが、今回の国务院改正案においては、「技術輸出入管理に係る法律、行政法規の規定に従い技術輸出入審査手続をしなければならない」と規定され、法律及び手続が技術輸出審査関連手続に限定され、明確化された。

しかしながら、日本企業より中国現地法人に開発委託を行う場合は、その成果である発明を日本企業に譲渡してもらうように開発委託契約等を締結するのが通常であり、そのような場合に、契約書の締結以外に、届出等の手続が必要とされることは、出願人に負担を強いることになる。申請が遅延なく受理され時期を失することなく運用されるよう、開発委託契約等があればそのような手続を不要としていただくか、出願書類に記載すれば足りるような規定を設けるなど極めて簡便な手続としていただくことを要望する。

3. 意匠の実施行為へ「販売の申し出」を追加することを要望

(同改正案第 12 条)

展示会での侵害物品の展示行為を排除し得るよう、発明・実用新案と同様に、意匠の実施行為に「販売の申し出」を加えていただきたい。

4. 意匠権の無効事由に創作非容易性の採用を要望

(同改正案第 23 条)

専利法改正案 23 条に、意匠の登録要件として創作非容易性が盛り込まれていることについては非常に評価できるので、案文のとおり改正頂くよう強く希求する。

5. 同一の製品に係る二つ以上の類似意匠を一件の出願として提出できる旨の類似制度の実現を要望

(同改正案第 32 条)

専利法改正案32条に盛り込まれている、同一の製品に係る二つ以上の類似意匠を一件の出願として提出できる旨の類似制度については、出願人の手続負担軽減のためにも導入を実現して頂くよう強く希求する。

6. デザイン模倣品対策の強化を図るため、下記の改正項目の実現を要望

デザイン模倣品対策の強化を図る上で、下記の改正項目は非常に評価できる。改正を実現頂くよう強く希求する。

(同改正案第 22 条) 新規性阻却事由として世界公知公用の採用

(同改正案第 64 条) 公知意匠の抗弁

7. 意匠の検索報告書提示の義務化の導入を要望

(同改正案第 63 条)

先の改正案において提案されていた、意匠権侵害訴訟における人民法院又は行政管理部

門に対する検索報告の提出義務が、今回の改正案においては、意匠の権利付与後にも請求可能になったこと、さらに検索報告書で意匠が権利付与条件に合致しないと認定したにもかかわらず、権利者が依然として他人がその意匠権を侵害したとし権利を主張したことで、相手に損失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならないとする規定が追加されていることについては導入の方向で検討いただくことを要望する。

ただし、改正案においては、検索報告の対象が権利者及び利害関係人に限定されており、第三者は請求することができない規定となっている。第三者も権利の有効性を確認する必要がある場合には検索報告書を請求できるような規定にさせていただくことを要望する。

8. 意匠制度に部分意匠制度の導入を要望

専利法改正案の意匠の定義に、意匠権の強化のために部分意匠制度の導入を要望する。ただし、現行の無審査主義のもとで部分意匠制度が導入された場合権利濫用のおそれが一層生じる可能性が予想されるので、意匠実体審査の採用とあわせて部分意匠制度の導入を要望する。

以上